相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市池田一二七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙部やすゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

浜松市中区中央二丁目一二番五号

相続財産管理人　古橋　清二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県米原市本市場四三番地、最後の住所滋賀県米原市天満七四〇番地一

被相続人　亡　林　壽作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

滋賀県彦根市立花町二番二号三番町ビル三階　相続財産管理人　弁護士　桐山　郁雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所京都市下京区西之町二二三番地　被相続人　亡　竹岡　宮吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

京都市中京区富小路通二条上る鍛冶屋町三六八番二

相続財産管理人　弁護士　松枝　尚哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡十津川村大字小森五九七番地、最後の住所大阪府堺市北区野遠町六一五番地四　被相続人　亡　中西　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

大阪市中央区谷町一丁目五番四号大同生命ビル九階

相続財産管理人　司法書士　豊田純一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好市西祖谷山村有瀬三七九番地最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　有瀬　博和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

徳島県三好市池田町川崎上ノ山九〇番地一

相続財産管理人　内田　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市春野町弘岡中八七四番地、最後の住所高知県高知市城山町二七〇番地

被相続人　亡　山脇　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

事務所高知県高知市新本町一丁目一四番九号　相続財産管理人　三谷　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県杵島郡大町町大字福母二二〇九番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　力久　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下五六六三―二　相続財産管理人　浜田　愃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市田井島三丁目三六二番地、最後の住所熊本市田井島二丁目六番六四号

被相続人　亡　有田　正利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

事務所熊本市新屋敷二丁目二番一号

相続財産管理人　弁護士　清水谷洋樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡御船町大字上野五一二一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　宮﨑　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

事務所熊本県上益城郡益城町惣領字立道一四四五番地一

相続財産管理人　松尾　英美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市高平三丁目一〇五七番地三九、最後の住所福岡市南区大楠三丁目三番四―六〇三号　被相続人　亡　六反園　通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

熊本市水道町一四―二七ＫＡＤビル九Ｆ

桜樹法律事務所

相続財産管理人弁護士　馬場　啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県南城市大里字稲嶺二七七三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大城　精徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

沖縄県那覇市首里崎山町一丁目三番地一

相続財産管理人　神谷　幸子

割賦販売業者の電磁的方法による書面交付に係る公告

当社は、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年六月二十六日経済産業省令第三十七号）附則第四条の規定により、平成二十年法律第七十四号による改正後の割賦販売法（以下「新法」という。）第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項（割賦販売法第三十条の二第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を除く。）を新法第三十条の六において読み替えて準用する新法第四条の二に規定する電磁的方法により提供いたします。

この方法に異議のある方は、本公告掲載の翌日から平成二十二年一月三十一日までにお申し出下さい。

なお、この電磁的方法につきましてのＵＲＬは次のとおりです。

http://www.pitapa.com/

平成二十一年十月二十日

大阪市中央区南船場三丁目一一番一八号

株式会社スルッとＫＡＮＳＡＩ

代表取締役　松尾　義春

第42期決算公告　平成21年10月20日

名古屋市緑区大高町字二番割33番地

協和鋼業株式会社

代表取締役　荒川　正多

貸借対照表の要旨（平成21年7月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	983,186
	固定資産	121,631
	合計	1,104,817
負債及び純資産の部	流動負債	943,312
	固定負債	79,450
	株主資本	82,055
	資本金	21,242
	資本剰余金	6,500
	資本準備金	6,500
	利益剰余金	54,313
	利益準備金	5,310
	その他利益剰余金	49,002
	（うち当期純損失）	(135,052)
	合計	1,104,817